

# 景観法 届出に係る添付書類

## ①建築物の建築等、工作物の建設等の場合

事前協議を行う(事前協議済証の交付を受ける)ことにより、届出の添付書類は省略できます(手続きは必要です)。

## ②開発行為、土地の形質の変更(農地を駐車場等とするもの)、屋外の物件等の堆積(資材置場)の場合

※景観計画区域内における行為の変更届出については、変更が生じる書類のみを添付してください。

行為の種別	添付書類	内容	縮尺(目安)
開発行為・ 土地の形質 の変更	案内図	開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の状況を表示する図面	2,500分の1以上
	周辺の写真 (2枚以上)	計画地を含めた周囲の風景が分かるカラー写真 ※案内図等に、写真を撮影した位置と方向がわかるよう図示してください。	—
	外構図 (配置図及び 構造図)	外構工事を行う場合、当該工作物における、区域内の配置図及び構造図(断面図) ※可能な範囲で色彩を記載してください。	100分の1以上
	緑化計画図	区域内における植栽の配置、樹種(高木、低木、芝等)を示した図	100分の1以上
	委任状 (必要に 応じて添付)	代理者が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。 ※景観手続きには、届出(景観法に基づく)、完了報告(越谷市景観条例に基づく)等がございます。そのため、手続きごとに委任が必要となりますので、ご注意ください。 なお、以下に示す例文が記載された委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状で取扱うことができますので、参考としてください。 例) 景観法及び越谷市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。	—
屋外の 物件等の 堆積	案内図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の状況を表示する図面	2,500分の1以上
	周辺の写真 (2枚以上)	計画地を含めた周囲の風景が分かるカラー写真 ※案内図等に、写真を撮影した位置と方向がわかるよう図示してください。	—
	外構図 (配置図 構造図及び 立面図)	柵、塀等の工作物における、区域内の配置図及び構造図(断面図) ※出入口の幅、堆積物の配置を明示したもの。塀、塀等については、全方位の立面図 ※可能な範囲で色彩を記載してください。	100分の1以上
	緑化計画図	区域内における植栽の配置、樹種(高木、低木、芝等)を示した図 ※生垣とする場合は、樹木の高さを示した図	100分の1以上
	委任状 (必要に 応じて添付)	代理者が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。 ※景観手続きには、届出(景観法に基づく)、完了報告(越谷市景観条例に基づく)等がございます。そのため、手続きごとに委任が必要となりますので、ご注意ください。 なお、以下に示す例文が記載された委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状で取扱うことができますので、参考としてください。 例) 景観法及び越谷市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。	—

※図面等はA4版に折り込み、左綴じとしてください。

必要部数 正本・副本 各一部(副本は審査後にお返しします)

問合せ先

越谷市役所 都市計画課

住所 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9221(直通)

メール toshikei@city.koshigaya.lg.jp